

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		第一種動物取扱業の登録
根拠条例・規則名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条第 1 項、第 11 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条第 1 項  動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 3 条第 1 項  動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 3 条第 2 項  動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 3 条第 3 項
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 2 日間
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		